資料7

宮城県の特別支援教育の現状と課題

1 これまでの取組

宮城県では、平成17年に「障害の有無によらず、すべての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する」を基本理念とする『宮城県障害児教育将来構想』を策定した。この理念の下、障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を進めていくための施策を推進してきた。

この間, 平成19年には、学校教育法が改正され、特別支援教育は、それまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものとされた。

これを受けて、本県では障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うため、特別支援学校のセンター的機能の充実、幼・小・中高等学校への特別支援教育に係る校内委員会や特別支援教育コーディネーターの配置などの取組を進めてきた。

また、平成23年には障害者基本法が改正され、特別支援教育の推進が求められた。

さらに、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会において取りまとめられた『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進』(報告)では、「障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様な仕組みを整備することが重要である」とされたが、この考え方は、本県におけるこれまでの取組の方向性に合致するものである。

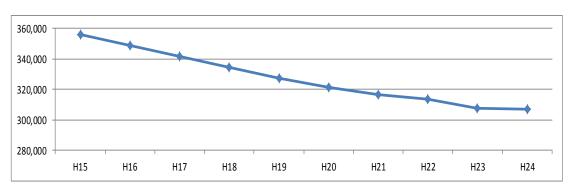
2 特別支援教育対象児童<u>生徒数等の変化</u>

〇 少子化により、児童生徒数が減少する中、特別支援教育についての県民の理解が 進んだことなどから、特別支援学校への入学を希望する児童生徒数が増加している。 増加は、知的障害支援学校において際立っており、それ以外の特別支援学校におい ては、横ばいかやや減少している。 ○ 平成24年度の県立知的障害特別支援学校の在籍者数は、10 年前と比較すると 574名、46%の増加となっている。これを学部別にみると、小学部は 139 名、中学部は 128 名、高等部は 307 名それぞれ増加しており、とりわけ高等部の生徒 数の増加が顕著である。特に、仙台圏域の知的障害特別支援学校3校(光明、名取、利府)の在籍者は、200 名を大きく超える状態が続いており、高等部校舎やプレハブ校舎の増築等で対応しているが、作業室や運動場の確保に困難を来している。

また,石巻支援学校,古川支援学校,山元支援学校(平成 17 年度より,病弱・知的の併置校)においても,在籍者数の増加が著しい。

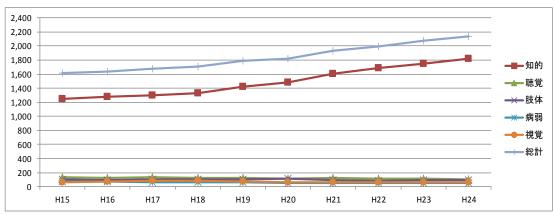
①全体児童数及び特別支援学校在籍児童生徒数

【全体の児童生徒数】



児童生徒数	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
九里工促奴	355,965	348,628	341,851	334,763	327,470	321,407	316,371	313,447	307,540	307,261

【県立特別支援学校児童生徒数】

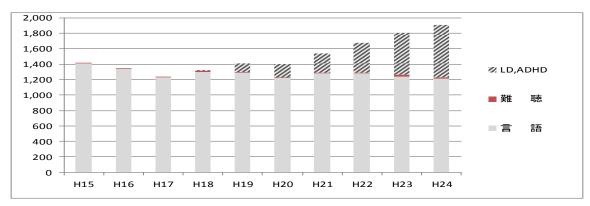


	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
知的	1,251	1,276	1,295	1,328	1,424	1,479	1,606	1,683	1,745	1,825
聴覚	129	127	131	125	120	114	123	116	117	107
肢体	100	92	101	107	108	109	96	85	98	89
病弱	76	70	67	64	62	53	49	48	50	51
視覚	64	69	81	84	71	61	60	65	67	64
総計	1,620	1,634	1,675	1,708	1,785	1,816	1,934	1,997	2,077	2,136

② 通級による指導対象者数

- 通級による指導では、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、障害の状態等に応じた特別な指導を受けている
- 〇 通級による指導を必要とする児童生徒数の総数が増加し、LD、ADHDの児童生徒については、平成 18 年度には 10 名だったものが、平成 24 年度には 671 名と延びが著しい。

【通級指導児童生徒数】

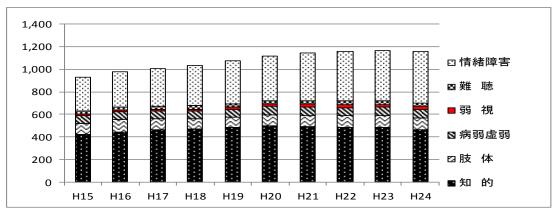


		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
言	語	1,411	1,342	1,226	1,300	1,288	1,221	1,282	1,281	1,235	1,210
葉隹	聴	8	8	11	12	11	8	9	11	27	21
LD,	ADHD				10	105	174	242	386	540	671
合	計	1,419	1,350	1,237	1,322	1,404	1,403	1,533	1,678	1,802	1,902

③ 特別支援学級数

- 〇 本県の特別支援学級・通級による指導の設置率は、小学校 88.4%、中学校 88.5%であり、全国平均と比較して高くなっている。
- 知的, 肢体, 病弱虚弱等の特別支援学級数は微増であるが, 情緒障害特別支援 学級は10年前と比較して52%の大幅な増加となっている。

【特別支援学級数】



		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
知	的	427	448	467	471	490	500	495	490	486	464
肢	体	99	110	100	95	86	99	98	103	105	105
病弱	虚弱	63	68	64	65	75	74	77	71	77	79
弱	視	18	17	18	20	19	20	23	27	23	24
難	聴	30	26	27	29	28	34	33	33	34	34
情緒	障害	298	312	334	353	377	395	418	436	445	454
言語	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	935	981	1,010	1,033	1,075	1,122	1,144	1,160	1,170	1,160

④ 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制の現状

- 特別な支援を必要とする児童生徒の支援体制は整ってきてはいるが、学校に おける取組には差がある。
- 学校全体で支援することの必要性についての理解が高まってきている。
- 乳幼児への早期からの対応や,後期中等教育段階の発達障害のある生徒に対する支援体制は不十分である。

3 各校種における特別支援教育の推進

(1) 小・中学校における特別支援教育の推進

① 障害のある児童生徒一人一人に対する支援

- 県単独事業として学習支援室を設置し、教員を配置することにより、重い障害のある児童生徒のほか、他の特別な支援が必要な子どもに対しても通常の学級で学習を行うための指導・支援を行ってきた。
- これにより、特別な支援を受けた児童生徒にとっては、学習に対する興味・ 関心、意欲が高まりがみられ、また、障害のない児童生徒には、障害のある児 童生徒への接し方や気遣い等の心の成長がみられた。
 - ・特別支援学級 ・通級による指導
 - ・「学習支援室」(県単独事業)の設置,
 - ・通常の学級での特別な支援
- 特別な支援を必要とする児童生徒が地域の小・中学校で学習ができるよう、 連続性のある様々な学びの場を設定し、教育的ニーズに応じた具体的な支援を 行うことが課題である。

② 校内支援体制の整備

- 校内の支援体制を整えること,個別の教育支援計画や指導計画に基づく具体的 な支援を行っていくことなどが必要である。
- 教職員の特別支援教育に対する理解促進と専門性の向上が課題である。
- 特別支援教育支援員の配置や、外部専門家の活用を図る必要がある。
- 教育資源の組み合わせ(スクールクラスター)により,域内のすべての子ども の教育的ニーズに応える学校間連携が課題である。

③ 市町村立小・中学校を借りた特別支援学校分校、分教室の設置

- 〇 市町村立小・中学校への分校、分教室の設置は、特別支援学校の狭隘化の解消や特別支援学校としてのセンター的機能を発揮するための足がかりとなっている。
- 分校,分教室の設置数の拡大を図るとともに、センター的機能の発揮や当該 小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習の推進などの方策についてさらな る検討が必要である。

分	校	分	教	室	Ī	
2	2		1		;	3
• 角田日	白石校	・光明	月長命	テ丘		
• 利府智	富谷校					

(2) 高等学校における特別支援教育の推進

① 特別な支援を必要とする生徒への対応

- 知的遅れのない発達障害のある生徒など特別な支援を必要とする生徒が在籍 している。
- 生徒の教育的ニーズを的確にとらえ、障害による学習上・生活上の困難を改善、 克服するための配慮が必要である。

② 校内支援体制の整備

○ 特別支援教育コーディネーターや特別支援教育に係る校内委員会が設置されているものの、担任、教科担当者、学年主任、特別支援教育コーディネーター等が連携し、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別な支援を具体に行うための校内支援体制の構築が課題である。

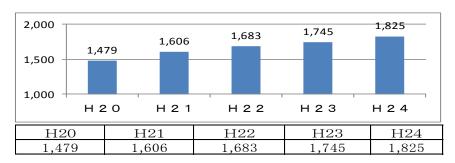
特別支援教育コーディネーター の配置	特別支援教育に係る 校内委員会の設置
77校中77校	77校中69校
(100%)	(89. 6%)

(3) 県立特別支援学校の現状と課題

① 知的障害特別支援学校の現状と課題

知的障害特別支援学校の児童生徒数は今後さらに増加することが推測されることから、狭隘化等の解消に向けた検討が喫緊の課題である。

【県立知的障害特別支援学校の児童生徒数】



(ア) 高等部生徒の就労支援の在り方

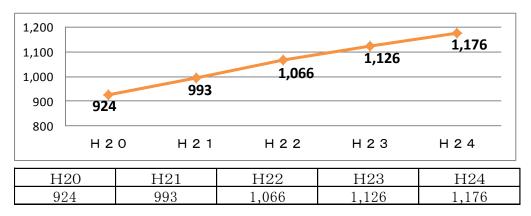
これまで進路指導の充実に向けた研修会や学校間の情報交換を行ってきたと ころではあるが、一般就労に至らない生徒も多いことから、教育内容・指導方法 を含めた進路指導の充実が課題である。

(イ) 自閉症児の増加

小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒学級)に在籍する児童生徒は増加を続け、平成24年度には1、167人となっており、その多くが特別支援学校に進学することから、特別支援学校における自閉症等の生徒の在籍も確実に増えている。

自閉症児のコミュニケーション能力を高めるための指導内容・方法の改善や充 実が課題であり、すべての教職員が自閉症児への対応について共通理解しながら、 情緒の安定を図るための個別の支援の在り方を検討することが必要である。

【小・中学校の自閉症・精神障害者児童生徒数】



(ウ) 重度・重複障害児童生徒の増加

増加する重度・重複障害のある児童生徒に対する適切な指導・支援を行うこと が求められている。

そのため、教職員には複数の障害種の専門性や摂食指導、介護に関する知識・ 技能等を高めることが必要である。

〇医療的ケア対象児童生徒数

H21	H22	H23	H24
59	60	63	67

〇医療的ケア内容別児童生徒数

	H21	H24
経管栄養	52	72
吸引	41	100
吸入	10	21
呼吸管理	10	59
その他	23	22
合 計	136	274
一人当たり 平均重複件数	2.3	4.1

(工) 軽度知的障害生徒の後期中等教育のあり方

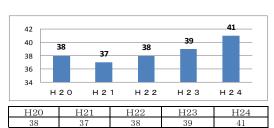
軽度知的障害のある生徒を対象とする高等学園は2校あるが、いずれも毎年多くの不合格者を出していることから、入学希望者の増加に対応できる環境の整備が課題となっており、平成28年度には女川町に新たな高等学園を設置する予定である。

なお,不合格となった生徒の多くは,県立知的障害特別支援学校に二次募集で 入学していることから,こうした生徒に対応した学習内容を含み,また,一般就 労に結び付く教育課程の編成も必要である。

〇高等学園入学選考状況

年度	定員	入学者数	不合格者数	
H20	6 4	6 4	3 8	
H21	5 6	6 1	3 7	
H22	5 6	6 1	3 8	
H23	5 6	6 4	3 9	
H24	5 6	6 5	4 1	

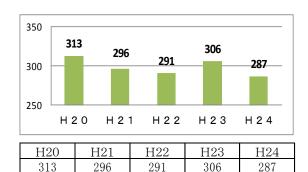
〇高等学園不合格者数



② 知的障害以外の特別支援学校の現状と課題

○ 児童生徒数が横ばい若しくは減少していることなどから、複数の障害種によるいわゆる「併置化」と、時代の要請に応えるための学科の再編について検討する必要がある。

【知的障害以外の特別支援学校児童生徒数】



【専攻科生徒数】

	H20	H21	H22	H23	H24
視覚支援	22	18	25	28	25
聴覚支援	6	2	5	9	4

※視覚支援定員:32人 聴覚支援定員:16人

③ 交流及び共同学習の推進

- 本県では、「共に学ぶ教育」を進めるために、平成 16 年度から本人及び保護者の希望によって、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行う「居住地校学習」を進めてきた。この取組は、双方の児童生徒にとって、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義があった。
- 学習の難易度が上がる小学校高学年以上では、交流及び共同学習の活動内容 を検討する必要がある。
- 多くの児童生徒が交流及び共同学習に参加できるよう、教育課程への位置づけ等による組織的な推進とともに、間接交流を図るなどの工夫が必要である。

【居住地校交流学習実施数】

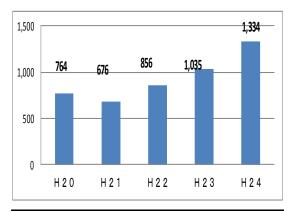
	平成16年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支援学校数	9	17(分校2校含む)	17(分校2校含む)	18(分校3校含む)	18(分校3校含む)
協力校	52(小46、中6)	203(小139、中64)	208(小153、中55)	197(小140、中57)	223(小153、中70)
参加人数	63(小56, 中7)	259(小176、中83)	265(小185、中80)	251(小177、中74)	298(小199、中99)
参加回数	165(小146、中19)	754(小529、中225)	820(小594、中226)	792(小555、中237)	1,021(小682、中339)
交流実施割合(参加人数/小中学部在籍数)	8.0%	27.2%	27.0%	25.1%	29.6%
非常勤講師数	2	10	9	8(東京都派遣含まず)	10

④ 特別支援学校におけるセンター的機能

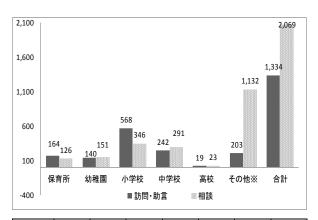
- センター的機能が広く認知されたことで特別支援学校には多くの相談等が寄せられ、小・中・高等学校及び保育所・幼稚園などでは、助言に基づく指導の 充実が図られている。
- センター的機能をさらに発揮するためには、多様な障害種、障害の状態や発達段階に応じた助言ができるように、さらに高い専門性を持つ人材の育成が課題である。
- 地域内のそれぞれの教育資源単体では子ども一人一人の教育的ニーズへの対応が難しいため、センター的機能の活用による教育資源の連携について検討していく必要がある。

【支援学校による訪問・相談件数】

【支援学校による訪問・相談件数 (H24:相談元別)】



H20	H21	H22	H23	H24
764	676	856	1,035	1,334



校種等	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高校	その他※	合計
訪問·助言	164	140	568	242	19	203	1,334
相談	126	151	346	291	23	1,132	2,069

※その他:障害者施設・卒業生

4 市町村における特別支援教育推進のための体制整備

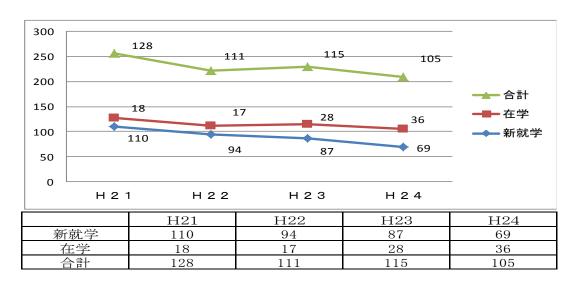
(1) 早期からの相談・支援体制の整備

- モデル市町村を指定し早期発見に努め、各関係機関の連携による支援を実施するとともに、研修会開催等による職員等の専門性の向上、相談支援ファイル(すこやかファイル)の活用の促進等を図った。
- ファイルの活用の促進に向けて、活用しやすくするための内容の工夫等について検討が必要である。

(2) 継続した相談・支援体制の整備

- 連携協議会等の設置が進み、障害のある子どもに対する理解促進等が図られ、 支援体制の整備が進んだ。
- 巡回就学相談や、市町村職員等に対する就学事務説明会の実施により適切な 就学相談・指導を支援した。
- 今後は、本人、保護者、関係機関等における制度の理解促進と適切な就学支援のための方策についてさらなる検討を行う必要がある。

【巡回就学相談件数】



5 教員の専門性の向上

特別支援教育はすべての学校で実施されるものであり、管理職がリーダーシップを発揮して教職員の専門性を高めていくこと、また、教育委員会や総合教育センターの研修機能や相談機能、学校支援機能の充実させることが大切である。

(1) 各学校における校内研修の充実

- 各校では、自らの課題に対し、外部講師による研修や、お互いの専門性を活かした相互学習を行うことなどの工夫を講じている。
- 〇 特別支援学校では、専門家から児童生徒の指導内容・方法への具体的な助言を受け教職員間で情報共有を図ることで児童生徒への指導の充実が図られた。
- 管理職をはじめとするそれぞれの職責に応じた専門性の向上を図る必要がある。
- 小・中学校及び高等学校に配置されている特別支援教育支援員の専門性を向上するための研修の場の確保が課題である。

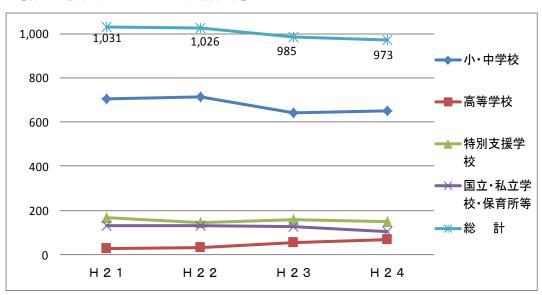
【特別支援教育支援員数】

	H22	H23	H24
幼稚園	67	86	106
小学校	267	331	350
中学校	95	109	111
高等学校	0	2	1
合 計	429	528	568

(2) 総合教育センターの役割

- 総合教育センターでは、管理職、特別支援教育コーディネーター、学級担任、 教科担当等を対象とするそれぞれの役割に応じた研修会を実施している。
- 教育相談,実態調査,授業づくりなど,現場のニーズに応じた助言・支援が 必要とされている。
- 特別支援学校がセンター的機能を発揮するため、地域支援を支える人材の育成が課題である。

【特別支援教育センター研修受講者数】



	H21	H22	H23	H24
小•中学校	704	714	642	649
高等学校	29	33	54	69
特別支援学校	168	146	160	150
国立·私立学校·保育所等	130	133	129	105
総計	1,031	1,026	985	973

6 ICTの活用

(1) 児童生徒の I C T の活用力の育成

〇 障害のある児童生徒にとっては、ICTを活用することで、学習上・生活上の困難を改善や軽減が図られることから、ICTの活用力のさらなる向上が課題である。

(2) 教材としてのICTの活用

○ 分かりやすく、理解しやすい授業を展開するために、それぞれの障害に応じてICTを活用するための教材研究が求められる。

(3)特別支援学校と市町村とのネットワークづくり

○ 特別支援教育を推進に当たっては、学校と市町村とが就学に関する情報交換 などの面で連携することが重要であり、そのためには、ICTを活用したネットワークづくりについても検討する必要がある。